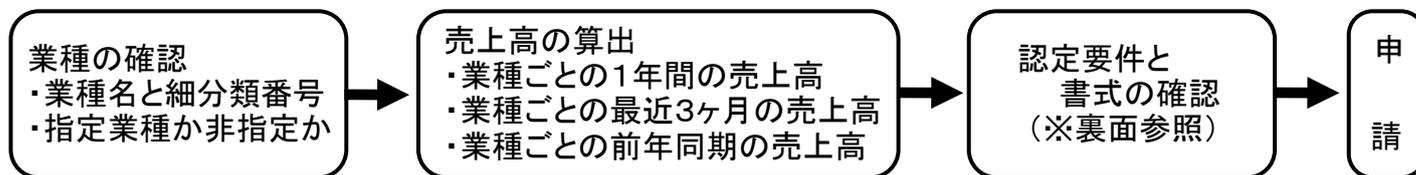


# セーフティネット保証5号（イ） 認定申請の流れ

平成24年11月1日より、認定要件が大幅に変更となることから、事前に認定の対象となるかどうか、また、対象となる場合どの書式を使用するかについて、以下の手順でご確認ください。

## ★ 手順(概略)



## ★ 手順(詳細)

### 《業種の確認》

認定要件の変更に伴い、詳細に業種を特定することが最も重要となります。  
必ず、『日本標準産業分類(平成25年10月改訂)』を十分に確認し、業種を特定してください。

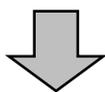
1. 営んでいる全ての事業の該当する業種名と細分類番号を特定する。  
日本標準産業分類(平成25年10月改訂)を確認し、業種名と細分類番号を特定する。
2. 1で特定した事業が、それぞれ指定業種か非指定業種かを特定する。  
指定業種リストを確認し、指定か非指定かを特定する。

※日本標準産業分類および指定業種リストは、松戸市公式ホームページに記載  
[http://www.city.matsudo.chiba.jp/index/jigyosya/syoukougyou/sefu\\_net.html](http://www.city.matsudo.chiba.jp/index/jigyosya/syoukougyou/sefu_net.html)  
松戸市公式ホームページ → 事業者向け → 商工業 → セーフティネット保証制度について

### 《注意事項》

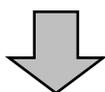
- ・必ず、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)をよく確認し、その際、事業内容の詳細をみて、どの業種に当てはまるか判断してください。
- ・業種を特定する際、確定申告書等に記載のある業種名と異なる場合があります。  
また、細分類で業種を特定するため、単独業種だと考えていても、実際に業務内容を詳しく確認すると、複数の細分類業種に分かれる場合がありますのでご注意ください。

※申請を委任された金融機関の方へ  
上記のとおり、詳細に業種の特定を行いますので、事前に、事業者の方に日本標準産業分類を確認していただき、事業内容を詳細に把握したうえで、申請にお越しく下さい。

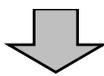


### 《売上高の算出》

1. それぞれの業種ごとに、最近1年間の売上高を算出する。  
※最近3ヶ月を含む1年間の売上高、または、決算書ベースの売上高のどちらでも可。
2. それぞれの業種ごとに、最近3ヶ月間の売上高を算出する。
3. それぞれの業種ごとに、前年同期(3ヶ月間)の売上高を算出する。

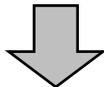
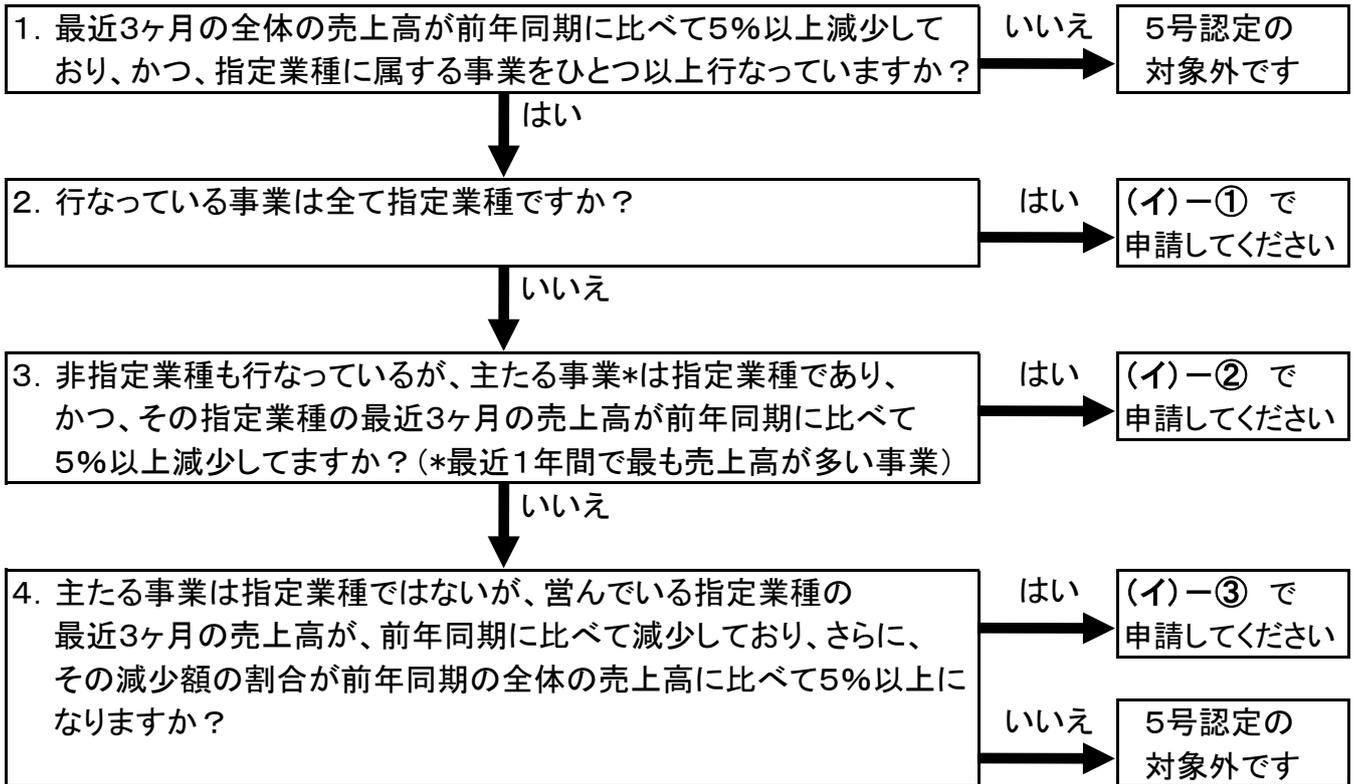


※裏面へ



## 《認定要件と書式の確認》

業種の確認をした後は、以下の質問に沿って該当する認定要件と書式を確認します。



## 《申請》

書式を確認したら、必要事項を記入し、添付書類を添えて商工観光課へ申請してください。

○受付時間 8:30～16:30(土日祝・年末年始を除く)

○受付場所 商工振興課(松戸市役所より徒歩1分・京葉ガスF松戸第2ビル4階)

《必要書類》 ※不足がある場合は受理できませんのでご注意ください。

- ・申請書 2通 (印鑑証明書の実印を押印・訂正印の使用は不可) ※日付は記入しないでください。
- ・売上高等明細表 (印鑑証明書の実印を押印)
- ・売上高等明細表の金額等を証明できる書類等の写し  
※業種ごとの、最近3ヶ月間及び前年同期の売上高が詳細に確認できる書類  
(例:会計事務所等が作成する月別試算表または売上台帳の写しまたは請求書の写し等)
- ・法人印鑑証明書 (発行から3ヶ月以内・コピー可・インターネットで取得したものは不可) □  
※個人事業主は個人印鑑証明書
- ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明) ※法人のみ。個人事業主は不要。  
(発行から3ヶ月以内・コピー可・インターネットで取得したものは不可・現在事項証明は不可)
- ・許認可証、各種届出等の写し
- ・直近の確定申告書の写し(決算書の写しを含む) ※税務署の受理印がある表紙から全てが必要
- ・委任状 (申請者以外の方が来庁する場合に必要・委任者の再委任は不可) ※指定様式を使用
- ・申請窓口に来庁した方のご本人確認書類(運転免許証等) ※名刺は不可

## 《認定書交付》

- ・認定書の受け渡しは、2日後の午後1時30分以降に行ないます。(土日祝・年末年始を除く)